



農林水産省同時発表

平成27年3月25日
大臣官房官庁営繕部

公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の 実施状況について

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号）第7条第7項に基づき、農林水産省・国土交通省において、「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（平成22年10月4日 農林水産省、国土交通省告示第3号。以下「基本方針」という。）第3の国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成に向けた取組の内容、当該目標の達成状況その他の基本方針に基づく公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況を取りまとめましたので、当該実施状況を踏まえて講ずべき措置と併せ公表します。

添付資料：「公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況（平成25年度）」

お問い合わせ先：

国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課 木材利用推進室長 増田（内線：23403）

課長補佐 会田（内線：23443）

(代表)03-5253-8111 (直通)03-5253-8239

FAX 03-5253-1544

公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況 (平成 25 年度)

平成 27 年 3 月 25 日
農林水産大臣、国土交通大臣

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。)第 7 条第 7 項に基づき、「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」(平成 22 年 10 月 4 日 農林水産省、国土交通省告示第 3 号。以下「基本方針」という。)第 3 の国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成に向けた取組の内容、当該目標の達成状況その他の基本方針に基づく公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況を取りまとめたので、当該実施状況を踏まえて講ずべき措置と併せ公表する。

(基本方針)

第 3 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標

国は、その整備する公共建築物のうち、積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物について、原則としてすべて木造化を図るものとする。

また、国は、その整備する公共建築物について、高層・低層にかかわらず、エントランスホール、情報公開窓口、広報・消費者対応窓口等のほか、記者会見場、大臣その他の幹部職員の執務室など、直接又は報道機関等を通じて間接的に国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を促進するものとする。

さらに、国は、その整備するすべての公共建築物において、木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用を促進するほか、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマス燃料とするものの導入に努めるものとする。

なお、国がその整備する公共建築物において利用する木材(木材を原材料として使用した製品を含む。)のうち、グリーン購入法に規定する特定調達品目に該当するものについては、原則として、すべてのものをグリーン購入法第 6 条第 1 項の環境物品等の調達の推進に関する基本方針に示された判断の基準を満たすものとするを目標とする。

I 基本方針に基づく公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況

1 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成に向けた取組の内容

平成 25 年度の国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成に向けた取組の内容については、以下のとおりである。

(1) 「公共建築物における木材の利用の促進に関する関係省庁等会議」の開催

(平成 26 年 1 月 17 日)

各省各庁に対して、農林水産省、国土交通省両副大臣より、法に基づく木材利用の一層の促進を要請するとともに、木材利用の取組に関する情報提供を実施した。

(関係省庁等会議構成員) 衆議院、参議院、最高裁判所、内閣府、金融庁、宮内庁、警察庁、公正取引委員会、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、人事院、会計検査院

2 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成状況

平成 25 年度の国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成状況については、以下のとおりである。

(1) 低層の公共建築物の木造化について

平成 25 年度においては、低層(3階建て以下)の公共建築物が全体で 484 棟、合計延べ面積 352,307m²が整備された。

このうち、木造で整備を行った公共建築物は 24 棟、合計延べ面積 5,689 m²であった。概要は表 1 のとおりである。

なお、木造以外の構造とした主な理由は、次のとおりである。

○延べ面積 3,000 m²を超える大規模な建築物など、建築基準法その他の法令に基づく基準において、耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められた建築物であること。

○自衛隊施設など、治安上又は防衛上の目的から木造以外の構造とすべき施設等の建築物であること。

○刑務所、拘置所等の収容施設であり、施設の機能上の観点から木造以外の構造とすべき施設等の建築物であること。

○气象台、海上保安庁航空基地など、災害応急対策活動に必要な施設であることから、木造以外の構造とすべき施設等の建築物であること。

○法施行(平成 22 年 10 月)前に非木造建築物として予算化された建築物であること。

その他、離島の設備機器を収納する施設で機器類の保護を確実にする必要があるこ

と、動物飼育用ケージであり、屋外と同じ環境や風雨等の耐久性が要求されるため、などの理由が挙げられている。

表1 木造で整備を行った公共建築物^注

| 省庁名 | 用途 | 棟数 | 合計延べ面積(m ²) |
|-------|--------------------------|----|-------------------------|
| 最高裁判所 | 職員宿舎 | 1 | 120 |
| 警察庁 | 訓練施設 | 1 | 32 |
| | その他(渡り廊下) | 1 | 114 |
| 農林水産省 | 森林事務所等 | 5 | 587 |
| | 事務庁舎 | 1 | 185 |
| 国土交通省 | 公園施設 | 1 | 465 |
| | トイレ | 1 | 89 |
| 環境省 | 事務庁舎(自然保護官事務所) | 1 | 176 |
| | 公園施設(ビジターセンター、管理棟、避難小屋等) | 7 | 1,574 |
| | その他(トイレ・シャワー棟、設備棟) | 2 | 154 |
| 防衛省 | 広報館 | 1 | 1,940 |
| | 貯蔵庫 | 2 | 254 |
| 合計 | | 24 | 5,689 |

注：国が整備する公共建築物のうち、木造化（構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用すること。）したもので平成25年度に完成したもの。

【平成 25 年度に木造で整備を行った主な公共建築物】

(() 内は、順に所在地、階数、延べ面積を示す。)

(※印 各府省等の所管の施設で国土交通省が整備を行ったもの)

○ 警察庁

岩手県警察学校 訓練施設※ (岩手県盛岡市 1階建て 32 m²)



○ 農林水産省

三陸北部森林管理署 (岩手県宮古市 3階建て 508 m²)



○ 国土交通省

国営みちのく杜の湖畔公園 小野分校 (宮城県柴田郡川崎町 1階建て 465 m²)



○ 環境省

十和田八幡平国立公園 十和田ビジターセンター

(青森県十和田市 2階建て 1,153 m²)



○ 環境省

三陸復興国立公園 宮古姉ヶ崎野営場 管理棟等 (岩手県宮古市 全て1階建て)

(左から) 炊事棟、管理棟、設備棟、トイレ・シャワー棟 合計 246 m²



○ 防衛省

新発田広報館 (新潟県新発田市 2階建て 1,940 m²)



(2) 内装等の木質化について

平成 25 年度に内装等の木質化を行った公共建築物の総数は、合計 161 棟であった。概要は表 2 のとおりである。

表 2 内装等の木質化を行った公共建築物^{注1}

| 省庁名 | 新築等で 木質化を行った棟数 ^{注2} | 模様替えて 木質化を行った棟数 | 合計棟数 |
|-------|---------------------------------|--------------------|------|
| 衆議院 | 0 | 2 | 2 |
| 最高裁判所 | 8 | 10 | 18 |
| 警察庁 | 9 | 2 | 11 |
| 法務省 | 18 | 1 | 19 |
| 外務省 | 1 | 0 | 1 |
| 財務省 | 2 | 5 | 7 |
| 厚生労働省 | 4 | 1 | 5 |
| 農林水産省 | 1 | 12 | 13 |
| 国土交通省 | 18 | 13 | 31 |
| 環境省 | 2 | 4 | 6 |
| 防衛省 | 36 | 12 | 48 |
| 合計 | 99 | 62 | 161 |

注 1 : 国が整備する公共建築物のうち、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用したもので平成 25 年度に完成したもの。

注 2 : 新築等で木質化を行った棟数は、木造で整備を行った公共建築物の棟数は除いたもの。

【平成 25 年度に内装等の木質化を行った主な公共建築物】

(※印 各府省等の所管の施設で国土交通省が整備を行ったもの)

- 衆議院 憲政記念館※

(使用部位：憲政 50 年記念ホール天井、柱)



- 衆議院 国立国会図書館東京本館※

(利用者喫煙スペース)

(使用部位：入口三方枱)



- 最高裁判所 和歌山地家簡裁庁舎

(使用部位：玄関ホール壁)



- 最高裁判所 青森地家裁十和田支部庁舎

(使用部位：壁、法廷家具)



- 警察庁 長崎県警察機動隊※

(使用部位：天井、壁)



- 警察庁 静岡県警察学校※

(使用部位：壁面、収納棚)



- 法務省 旭川刑務所職員宿舎
(使用部位：床、カウンター)



- 法務省 静岡地方法務局藤枝出張所※
(使用部位：外壁木製ルーバー)



- 財務省 札幌南税務署※
(使用部位：天井ルーバー、建具枠)



- 財務省 関東信越研修所※
(使用部位：床)



- 厚生労働省 阿倍野公共職業安定所※
(使用部位：天井)



- 厚生労働省 沖縄愛楽園交流会館
(使用部位：床)



- 農林水産省 中央合同庁舎 1号館
 (農林水産省庁舎)
 (使用部位：床、壁)



- 農林水産省 別府森林事務所
 (使用部位：床、壁)



- 国土交通省 東雲合同庁舎
 (使用部位：玄関ホール壁)



- 国土交通省 道の駅まくらがの里こが
 (使用部位：天井、カウンター)



- 環境省 中部山岳国立公園
 樺平ビジターセンター
 (使用部位：床、壁、外壁)



- 環境省 瀬戸内海国立公園
 宮島弥山展望休憩所
 (使用部位：座、壁、外壁等)



- 防衛省 講堂
(使用部位：床、壁)



- 防衛省 隊員食堂
(使用部位：腰壁)



- 防衛省 体育館
(使用部位：床、壁)



- 防衛省 トレーニング室
(使用部位：腰壁)



(参考) 木材利用推進状況について

表3 国が整備する公共建築物における木材利用推進状況

| 整備及び使用実績 | 単位 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 備考 (対前年 比) | |
|---|---|----------------|---------|---------|------------------|--------|
| 国が整備する低層 (3階建て以下)の 公共建築物(新築等) | 棟数 | 506 | 462 | 484 | 104.8% | |
| | 延べ面積 (㎡) | 446,241 | 249,692 | 352,307 | 141.1% | |
| うち、基本方針にお いて木造化になじま ないとされているも の以外の公共建築物 <small>注1</small> | 棟数 | 94 | 98 | 118 | 120.4% | |
| | 延べ面積 (㎡) | 23,081 | 26,083 | 21,157 | 81.1% | |
| | うち、法施行前に 非木造建築物とし て予算化された公 共建築物 | 棟数 | 63 | 22 | 24 | 109.1% |
| | | 延べ面積 (㎡) | 16,547 | 2,949 | 2,165 | 73.4% |
| | うち、各省各庁に おいて木造化にな じまないと判断さ れた公共建築物 | 棟数 | 0 | 34 | 70 | 205.9% |
| | | 延べ面積 (㎡) | 0 | 15,390 | 13,301 | 86.4% |
| | うち、木造で整備 を行った公共建築 物 | 棟数 | 31 | 42 | 24 | 57.1% |
| | | 延べ面積 (㎡) | 6,534 | 7,744 | 5,689 | 73.5% |
| | 内装等の木質化を 行った公共建築物 <small>注2</small> | 棟数 | 257 | 258 | 161 | 62.4% |
| | 木材の使用量 <small>注3</small> | m ³ | 9,511 | 5,002 | 6,695 | 133.8% |

注1 : 基本方針で木造になじまないとされているものとは、以下に記す公共建築物。

○建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる低層の公共建築物

○当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されると例示されている公共建築物

(例示) ・災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設

・刑務所等の収容施設

・治安上又は防衛上の目的から木造以外の構造とすべき施設

・危険物を貯蔵又は使用する施設等

・伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物

・博物館内の文化財を収蔵し、若しくは展示する施設

注2 : 木造で整備を行った公共建築物の棟数は除いたもので集計。

注3 : 当該年度に完成した公共建築物において、木造化及び木質化による木材使用量。木造で整備を行った公共建築物の内、使用量が不明なものは、0.22m³/㎡で換算した換算値。また、内装等に木材を使用した公共建築物で、使用量が不明なものについての木材使用量は未計上。

(3) 木材を原材料として使用した備品及び消耗品と木質バイオマスの利用について

木材を原材料として使用した備品及び消耗品の調達状況並びに木質バイオマスを燃料とした暖房器具、ボイラーの設置状況については、表4、表5のとおりである。

なお、木材を原材料として使用した備品及び消耗品が調達できなかった理由は、次のとおりである。

- 紙類・文具類の調達では、古紙配合品を優先しているため
- 要求する仕様を満たす製品がないため
- 製品が限定され、競争入札を妨げるため
- 競争入札の結果、他の製品を購入することになったため
- 価格が高いため
- 耐久性を考慮したため
- 期日までの調達が困難だったため 等

表4 木材(間伐材・合法木材)を原材料として使用した備品及び消耗品の調達状況(全体集計)

| 使用実績 | | 単位 | 平成24年度 | | | 平成25年度 | | | 備考 (対前年比) | | |
|---------|---------------|----|------------|--------------------|---------------|------------|--------------------|---------------|--------------|--------------------|---------------|
| | | | 総調達量 | 左記のうち木材を使用した製品の調達量 | 木材を使用した製品の調達率 | 総調達量 | 左記のうち木材を使用した製品の調達量 | 木材を使用した製品の調達率 | 総調達量 | 左記のうち木材を使用した製品の調達量 | 木材を使用した製品の調達率 |
| 紙類 | コピー用紙 | kg | 30,405,453 | 5,877,468 | 19.3% | 29,956,981 | 1,897,052 | 6.3% | 98.5% | 32.3% | 32.8% |
| | 印刷用紙 | kg | 1,689,633 | 123,902 | 7.3% | 3,099,346 | 155,560 | 5.0% | 183.4% | 125.6% | 68.8% |
| 文具類 | ファイル | 冊 | 7,139,319 | 1,581,464 | 22.2% | 5,432,047 | 728,263 | 13.4% | 76.1% | 46.0% | 60.4% |
| | 事務用封筒(紙製) | 枚 | 78,130,523 | 12,608,152 | 16.1% | 75,529,277 | 7,916,437 | 10.5% | 96.7% | 62.8% | 65.1% |
| オフィス家具等 | 机 | 台 | 23,623 | 2,393 | 10.1% | 25,048 | 3,834 | 15.3% | 106.0% | 160.2% | 151.6% |
| | 棚 | 連 | 12,135 | 503 | 4.1% | 12,936 | 488 | 3.8% | 106.6% | 97.0% | 92.0% |
| | 収納用什器(棚以外) | 台 | 16,295 | 637 | 3.9% | 21,986 | 574 | 2.6% | 134.9% | 90.1% | 66.9% |
| | ローバー テイション | 台 | 5,269 | 133 | 2.5% | 5,989 | 183 | 3.1% | 113.7% | 137.6% | 122.2% |

注：木材を使用した製品とは、紙類・文具類では間伐材を原材料とした製品、オフィス家具等では間伐材・合法木材を原材料として使用した製品。

表5 木質バイオマスを燃料とした暖房器具、ボイラーの設置状況 (単位：基)

| | 設置累計 | | 新たな設置 | | 既存施設からの廃止 | |
|-------|------|------|-------|------|-----------|------|
| | 暖房器具 | ボイラー | 暖房器具 | ボイラー | 暖房器具 | ボイラー |
| 合計 | 284 | 4 | 10 | 1 | 1 | 0 |
| 農林水産省 | 114 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| 国土交通省 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 環境省 | 169 | 3 | 7 | 1 | 1 | 0 |

注：各省各庁が所管する公共建築物において、木質バイオマスを燃料とする暖房器具、ボイラーの設置数等を計上
：設置累計は、平成25年度の新規設置及び既存廃止を含んだ数量

○ 木質バイオマス利用拡大への取組について

環境省では、三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興事業として、防災対応の野営場整備に木質チップボイラーを採用し、木質バイオマス利用の普及啓発を図れる施設とした。

【三陸復興国立公園 宮古姉ヶ崎野営場の設備棟】



設備棟とチップヤード(手前)



木質バイオマス利用を説明

3 その他

(1) 国における取組

① 公立学校施設の整備における木材利用の促進の取組

文部科学省では、木造校舎の整備や内装の木質化に対して国庫補助を実施した。特に、地域材を活用して木造施設を整備する場合や、環境を考慮した学校施設(エコスクール)として認定を受けて内装木質化を行う場合、国庫補助単価の加算措置を実施した。

また、木材利用の取組の一助となるよう、都道府県、市町村担当者、学校関係者、設計者等を対象にした講習会を開催した。

② 都道府県担当者を対象とした会議等における木材利用促進の周知

厚生労働省では、木材利用の積極的活用を図るものを優先的に補助採択する旨を、社会福祉施設の整備方針として周知した。

都道府県担当者を対象とした会議等の場において、社会福祉施設や診療所等における木材利用の促進を要請した。

③ 低コストで合理的な木造公共建築物の整備等に対する補助事業

林野庁では、地域材を利用し、設計上の工夫や木材調達を通じた、低コストで合理的な木造公共建築物の工事費等に対する支援、設計段階からの技術支援、整備資金の借入りに係る利子助成を実施した。

また、大規模な木造建築の実現に必要な新たな建築部材の開発に対する支援を実施するとともに、木造建築設計・施工の担い手育成に対する支援等を実施した。

④ 木材の適切な供給の確保に関する取組

林野庁では、林業の生産性の向上に向けて、施業を集約化し、計画的に搬出間伐を行う者に対する支援を行ったほか、路網整備等を実施した。

また、品質・性能の確かな地域材製品の安定的な供給に向けた木材加工流通施設等の整備への支援や、地域材の差別化・信頼性向上を図るため、合法木材の表示実証調査や合法木材の普及のための研修の実施などの支援を行った。

このほか、東日本大震災により被災した木材加工流通施設の復旧等を支援し、復興住宅等の建設に向けて、地域材の安定供給体制の構築を図った。

⑤ 市町村方針策定の働きかけ

林野庁では、直接、また都道府県を通じて間接的に、法の趣旨の浸透や市町村方針の策定への働きかけを行った。その結果、全市町村における市町村方針の策定割合は、平成 24 年度末の 64%から 79%まで増加した。また、より策定割合を向上させるための、未策定市町村に対するアンケート調査を実施した。

⑥ 「公共建築物における木材利用の導入ガイドライン」の公表

国土交通省では、地方公共団体と協力^注して、事務用途以外の公共建築物を主な対象に、設計段階で必要となる技術的事項等について、設計図面を主としてまとめた「公共建築物における木材利用の導入ガイドライン」を作成し、平成 25 年 6 月 28 日に公表した。

注：都道府県、政令指定都市及び官庁営繕部が参加する全国営繕主管課長会議において実施

⑦ 「木材を利用した官庁施設の整備コスト抑制手法に関する検討」の開始

国土交通省では、官庁施設における木材利用をより一層進めるために、近年の木造で整備された建築物の調査を行うなど、建設費低減の手法を収集、整理し、設計・施工上の留意点のとりまとめを行い、整備コスト抑制のための参考となる資料を作成することを目的に検討を開始した。検討は、平成 25 年度、平成 26 年度の 2 か年をかけて実施する。

⑧ 木造建築基準の高度化推進事業

国土交通省では、木造 3 階建ての学校や延べ面積 3,000 m²を超える建築物に関し、火災時の安全性が確保される基準の整備に向け、実証実験の実施等による木材の耐火性等に関する研究（H23 年度～H25 年度）を実施した。その成果をふまえ、平成 26 年 3 月に木造建築関連基準の見直しを含む建築基準法の一部を改正する法律案が国会に提出された。

⑨ 先導的な設計・施工技術を導入する木造建築物の整備に対する補助事業

国土交通省では、構造・防火面における先導的な設計・施工技術を導入する大規模木

造建築物等の整備に対する補助制度により、老人ホーム、官民複合施設等の公共建築物を含む木造建築物等の整備を支援した。

⑩ 自然公園等施設における木材利用の取組

環境省では、都道府県への自然公園等施設整備^注に関する補助制度により、自然公園等施設における木材利用の取組を行った。建築物としては、公衆トイレ、炊事棟、四阿^{あずまや}が整備された。

注：自然公園等施設の建築物、工作物（柵、ベンチ、段差工（階段）、木道、木橋、標識等）の整備

⑪ 公共建築物における木材利用の情報提供を行うためのホームページを充実

文部科学省：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/mokuzai/1284978.htm

林野庁：<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/koukyou/index.html>

国土交通省：http://www.mlit.go.jp/gobuild/mokuzai_index.html

(2) 地方公共団体等における取組

○ 地方公共団体の方針策定状況

法第4条において、「地方公共団体は、その区域の経済的社会的諸条件に応じ、国の施策に準じて木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない。」とされている。

また、法第8条では、「都道府県知事は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下、「都道府県方針」という。）を定めることができる。」としている。

さらに、法第9条では、「市町村は、都道府県方針に即して、当該市町村の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下、「市町村方針」という。）を定めることができる。」としている。

都道府県方針については、平成24年3月に、47都道府県全てで策定されたところである。市町村方針の策定数は1,384となり、その推移は表6のとおりである。

なお、平成26年9月末時点の市町村方針の策定状況は参考1のとおりである。

また、地方公共団体等において公共建築物の木造化等に取り組んだ事例は参考2のとおりである。

表6 木材利用方針の策定市町村数の推移

| | 都道府県内の市町村数 | 平成24年3月末時点 | 平成25年3月末時点 | 平成26年3月末時点 |
|-----|------------|------------|------------|------------|
| 北海道 | 179 | 49 | 117 | 160 |
| ★青森 | 40 | 2 | 40 | 40 |
| ★岩手 | 33 | 3 | 33 | 33 |
| 宮城 | 35 | | 17 | 28 |
| ★秋田 | 25 | 25 | 25 | 25 |
| 山形 | 35 | 3 | 19 | 31 |
| 福島 | 59 | 5 | 14 | 33 |
| 茨城 | 44 | 18 | 30 | 39 |
| ★栃木 | 26 | | 26 | 26 |
| 群馬 | 35 | 1 | 15 | 18 |
| 埼玉 | 63 | 7 | 15 | 20 |
| 千葉 | 54 | | 13 | 16 |
| 東京 | 62 | 3 | 4 | 7 |
| 神奈川 | 33 | 2 | 5 | 12 |
| 新潟 | 30 | 9 | 22 | 29 |
| ★富山 | 15 | 11 | 15 | 15 |
| ★石川 | 19 | 10 | 19 | 19 |
| 福井 | 17 | 1 | 5 | 16 |
| 山梨 | 27 | 11 | 21 | 25 |
| ★長野 | 77 | 27 | 77 | 77 |
| ★岐阜 | 42 | 5 | 41 | 42 |
| ★静岡 | 35 | 3 | 28 | 35 |
| 愛知 | 54 | | 20 | 49 |
| 三重 | 29 | 7 | 15 | 27 |

| | 都道府県内の市町村数 | 平成24年3月末時点 | 平成25年3月末時点 | 平成26年3月末時点 |
|------|------------|------------|------------|------------|
| 滋賀 | 19 | 3 | 7 | 9 |
| 京都 | 26 | 2 | 7 | 17 |
| 大阪 | 43 | | 12 | 14 |
| 兵庫 | 41 | 6 | 29 | 31 |
| ★奈良 | 39 | | 27 | 39 |
| ★和歌山 | 30 | 4 | 29 | 30 |
| 鳥取 | 19 | 13 | 17 | 17 |
| ★島根 | 19 | 12 | 18 | 19 |
| ★岡山 | 27 | 26 | 27 | 27 |
| ★広島 | 23 | 1 | 23 | 23 |
| ★山口 | 19 | | 11 | 19 |
| ★徳島 | 24 | 24 | 24 | 24 |
| 香川 | 17 | | 3 | 12 |
| ★愛媛 | 20 | 16 | 19 | 20 |
| ★高知 | 34 | 2 | 34 | 34 |
| 福岡 | 60 | 3 | 31 | 54 |
| ★佐賀 | 20 | 16 | 20 | 20 |
| 長崎 | 21 | 6 | 10 | 20 |
| ★熊本 | 45 | 23 | 42 | 45 |
| ★大分 | 18 | 12 | 18 | 18 |
| ★宮崎 | 26 | 13 | 26 | 26 |
| ★鹿児島 | 43 | 21 | 43 | 43 |
| 沖縄 | 41 | | 1 | 1 |
| 計 | 1,742 | 405 | 1,114 | 1,384 |

注：★印は、平成26年3月末時点で全市町村が策定済みの都道府県（23県）

II 実施状況を踏まえて講ずべき措置

1 国が講ずべき措置

平成 25 年度の実施状況を踏まえ、公共建築物における木材の利用のより効果的な促進に資するよう講ずべき主な措置は、以下のとおりである。

- (1) 各省各庁は、各省計画に従って国が整備する公共建築物における木材の利用を確実に推進するとともに、独立行政法人等、関係機関に対して木材の利用に関して積極的な働きかけを行う。

農林水産省及び国土交通省は、公共建築物の木造化等の取組が確実に実施されるよう、「公共建築物木材利用促進関係省庁等連絡会議」を適宜開催し、施設整備主体への働きかけや新たな取組事例の情報提供などを行う。

また、国土交通省は、予算要求段階において各省各庁の営繕計画書に関する意見書制度を活用するなど、より一層の木造化、内装等の木質化の実施について働きかける。

- (2) 各省各庁における木材を原材料として使用した備品及び消耗品の調達について、木製品の対象となる製品の情報が少ないことから、農林水産省は、各省各庁に対し各種資料の提供など積極的な情報提供に努める。また、備品及び消耗品のメーカーに対しては、法の趣旨を説明し、木材を原材料とした製品の充実を働きかける。

2 国が地方公共団体等に対して講ずべき措置

地方公共団体等における取組状況を踏まえ、国が地方公共団体や関係業界団体等に対して講ずべき主な措置は、以下のとおりである。

- (1) 市町村方針については、林業関係の専門性を有した職員が少ない場合も多いことから木材利用に関する疑問点等についてアドバイスをを行い、より多くの市町村が方針を策定するよう積極的に働きかける。

特に、都市部の市町村に対しては、木材利用の意義とともに、方針策定の働きかけを積極的に行う。

- (2) 地方公共団体のニーズ等を把握し、公共建築物の木造化に向けた取組が効率的に進められるよう、技術支援等の必要な情報を提供する。
- (3) 国又は地方公共団体以外の者が整備する公共建築物の整備主体に対し、木材の利用について積極的な働きかけを行う。
- (4) 公共施設の整備を行っている関係業界団体等の掘り起こしを行い、各種説明会や会議等の場を通じて法に関する取組を周知徹底する。

(5) 間伐材等の木材を使用した備品及び消耗品などの調達について、地方公共団体等に対し、積極的な調達に努めるよう働きかけを行う。

【参考1】

市町村木材利用方針の策定状況

平成27年2月28日現在

| | 市町村数 | 作成済市町村 | 作成率 | 作成市町村名 |
|------|-------|--------|------|--|
| 北海道 | 179 | 172 | 96% | 枝幸町、豊富町、白老町、更別町、厚沢部町、釧路市、滝上町、鷹栖町、当麻町、七飯町、下川町、士別市、えりも町、奥尻町、せたな町、浦河町、積丹町、音更町、浜頓別町、恵庭市、士幌町、豊浦町、幕別町、足寄町、美瑛町、寿都町、浦幌町、上ノ国町、豊頃町、池田町、雄武町、鶴居市、平取町、東川町、新十津川町、羽幌町、芽室町、小幌町、乙部町、津別町、今金町、美幌町、伊達市、蘆川町、北見市、江差町、名寄市、美深町、別海町、紋別市、木古内町、むかわ町、新得町、鹿追町、治村、興部町、芦別市、新冠町、上士幌町、妹背牛町、富良野市、網走市、初山別村、旭川市、月形町、月形町、月形町、赤井川村、神恵内村、知内町、福島町、秋分江町、倶知安町、北竜町、大空町、礼文町、利尻富士町、佐呂間町、粟山町、南幌町、標茶町、砂川市、夕張市、南富良野町、大樹町、天塩町、上砂川町、奈井江町、南竜町、雄町、遠軽町、石狩市、深川市、赤平市、浦臼町、弟子屈町、由仁町、札幌市、本別町、留寿都村、三笠市、釧路町、様似町、新緑津村、標津町、浜中町、遠別町、中札内村、杜町、中標津町、稚内市、広尾町、厚岸町、新ひだか町、利尻町、中頓別町、松前町、陸別町、帯広市、清水町、斜里町、小清水町、湧別町、清里町、占冠村、占冠町、京極町、根室市、真狩村、長沼町、二セウ町、西興部町、中川町、北広島市、中富良野町、愛別町、東神楽町、島牧町、古平町、長万部町、洞爺湖町、北斗市、余市町、鹿部町、森町、沼田町、八雲町、日高町、善茂別町、厚真町、上富良野町、幌加内町、江別市、岩内町、留萌市、歌志内市、和寒町、蘭越町、幌延町、比布町、猿払村、増毛町、共和町、音威子府村、黒松内町、上川町、滝川市、登別市、当別町、仁木町、小樽市 |
| ★青森 | 40 | 40 | 100% | 東通村、八戸市、西目屋村、階上町、蓬田村、外ヶ浜町、三戸町、佐井村、東北町、田子町、風間浦村、むつ市、深浦町、大間町、五戸町、新郷村、七戸町、今別町、南部町、大鰐町、鶴田町、六戸町、横濱町、中泊町、藤崎町、十和田市、平内町、つがる市、おいらせ町、黒石市、鰺ヶ沢町、板柳町、三沢市、田舎館村、平川市、五所川原市、野辺地町、青森市、六ヶ所村、弘前市 |
| ★岩手 | 33 | 33 | 100% | 盛岡市、矢巾町、一関市、紫波町、一戸町、釜石市、軽米町、奥州市、釜ヶ崎町、葛巻町、久慈市、大槌町、西和賀町、岩手町、九戸村、住田町、菅代村、滝沢市、二戸市、野田村、田野畑村、雫石町、八幡平市、洋野町、遠野市、岩泉町、宮古市、平泉町、山田町、陸前高田市、大船渡市、北上市、花巻市 |
| ★宮城 | 35 | 29 | 83% | 柴田町、女川町、東松島市、登米市、石巻市、白石市、大郷町、加美町、岩沼市、南三陸町、涌谷町、丸森町、気仙沼市、川崎町、七ヶ宿町、大衡村、大和町、蔵王町、富谷町、利府町、大河原町、角田市、村田町、松島町、大崎町、美里町、名取市、栗原市 |
| ★秋田 | 25 | 25 | 100% | 八幡町、藤里町、三種町、小坂町、五城目町、大仙市、仙北町、大仙市、美郷町、横手市、鹿角市、大館市、上小阿仁村、男鹿市、湯上町、八郎潟町、にかほ市、羽後町、秋田市、井川町、大潟村、由利本荘市、湯沢市、東成瀬村、能代市、北秋田市 |
| ★山形 | 35 | 33 | 94% | 山形市、南陽市、鶴岡市、遊佐町、金山町、戸沢村、大蔵村、高島町、大江町、河北町、新庄市、最上町、舟形町、真室川町、鮭川村、米沢市、小国町、白鷹町、鮎川町、朝日町、西川町、長井市、山辺町、天童市、三川町、大石町、庄内町、川西町、中山町、村山町、上山市、尾花沢市、寒河江市 |
| ★福島 | 59 | 45 | 76% | 喜多方市、古殿町、国見町、白河市、矢吹町、塙町、中島町、鏡石町、会津坂下町、二本松市、いわき市、湯川村、南会津町、会津若松市、飯川村、小野町、平田村、三島町、石川町、南相馬市、昭和村、泉崎町、柳屋町、柳津町、大玉町、西郷村、玉川村、矢祭町、只見町、南郷村、金山町、大村町、西川市、須賀川市、西会津町、福島市、磐梯町、天栄村、会津美里町、猪苗代町、広野町、田村市、浅川町、桑折町 |
| ★茨城 | 44 | 43 | 98% | 桜川市、潮来市、古河市、神栖市、高萩市、大洗町、城里町、鉾田市、鹿嶋市、行方市、筑西市、境町、笠間市、石岡市、かすみがうら市、下妻市、八千代町、常陸大宮市、坂東市、大子町、結城市、常総市、常陸大田市、五霞町、日立市、北茨城市、つくば市、土浦市、牛久市、小美玉市、那珂市、水戸市、茨城市、ひたななか市、阿見町、つくばみらい市、東海村、竜ヶ崎町、取手市、利根町、稲敷市、守谷市、河内町 |
| ★栃木 | 25 | 25 | 100% | 鹿沼市、大田原市、那珂川町、茂木町、那須町、那須烏山市、市貝町、野木町、芳賀町、足利市、壬生町、下野市、益子町、矢板市、さくら市、上三川町、塩谷町、栃木市、小山町、日光市、高根沢町、佐野市、真岡市、宇都宮市、那須塩原市 |
| ★群馬 | 35 | 20 | 57% | 高崎市、上野村、神流町、碓氷村、桐生市、中之条町、草津市、邑楽町、甘楽町、下仁田町、高山村、沼田市、南牧村、富岡市、長野原町、東吾妻町、前橋市、みどり市、玉村町、みなかみ町 |
| ★埼玉 | 63 | 28 | 44% | 秩父市、ときがわ町、小籠野町、横瀬町、皆野町、長瀨町、寄居町、毛呂山町、飯能市、日高市、越生町、嵐山町、神川町、小川町、東秩父村、吉見町、鴻巣市、熊谷市、杉戸町、滑川町、三芳町、東松山町、志木市、川島町、所沢市、鳩山町、行田市、さいたま市 |
| ★千葉 | 54 | 20 | 37% | 茂原市、香取市、山武市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、鋸南町、横芝光町、南房総市、富津市、印西市、富里市、千葉市、木更津市、勝浦市、銚子市、鴨川市 |
| ★東京 | 62 | 7 | 11% | 新島村、神津島村、港区、日野市、檜原村、日の出町、江東区 |
| ★神奈川 | 33 | 14 | 42% | 小田原市、逗子市、松田町、箱根町、相模原市、伊勢原市、山北町、秦野市、中井町、大井町、海老名市、厚木市、横浜市、川崎市 |
| ★新潟 | 30 | 29 | 97% | 新潟市、阿賀野市、村上市、五泉市、聖籠町、胎内市、糸魚川市、南魚沼市、津南町、魚沼市、上越市、妙高市、十日町市、岡上村、佐渡市、粟島浦村、阿賀町、燕市、弥彦村、刈羽村、出雲崎町、関川町、長岡市、三条市、湯沢町、新発田市、見附市、柏崎市、小千谷市 |
| ★富山 | 15 | 15 | 100% | 高岡市、南砺市、小矢部市、魚津市、黒部市、入善町、朝日町、上市町、立山町、滑川市、氷見市、富山市、砺波市、舟橋村、射水市 |
| ★石川 | 19 | 19 | 100% | 小松市、能美市、加賀市、川北町、金沢市、七尾市、羽咋市、志賀町、珠洲市、穴水町、白山市、宝達志水町、能登町、中能登町、輪島市、かほく市、津幡町、内灘町、野々市市 |
| ★福井 | 17 | 16 | 94% | 永平寺町、池田町、南越前町、福井市、越前町、大野市、勝山市、鯖江市、美浜町、若狭町、おおい町、あわら市、坂井市、敦賀市、小浜市、高浜町 |
| ★山梨 | 27 | 27 | 100% | 南アルプス市、鳴沢村、都留市、富士河口湖町、早川町、中央市、南都町、富士川町、市川三郷町、身延町、忍野村、西桂町、重崎町、笛吹市、山梨市、上野原市、甲州市、大月市、丹波山村、小菅村、甲府市、道志村、昭和町、甲斐市、北杜市、山中湖村、富士吉田市 |
| ★長野 | 77 | 77 | 100% | 松本市、東御市、塩尻市、木曾町、南木曾町、長野市、中野市、飯山市、南箕輪村、富田村、王滝村、高木村、野沢温泉村、立科町、小川村、小諸市、朝日村、伊那市、箕輪町、上田市、須坂市、駒ヶ根市、長和町、青木村、下諏訪町、飯島町、木祖村、大桑村、山内町、木島平村、信濃町、上松町、坂城町、中川村、安曇野市、富士見町、天龍村、川上村、栄村、大町市、南村、佐久穂町、千曲市、辰野町、松川村、小谷村、飯綱町、北相木村、生坂村、麻績村、下條村、平谷村、南相木村、池田町、根羽村、泰阜村、阿南町、高山村、筑北村、山形村、御代田町、売木村、小海町、小布施町、高森町、豊丘村、白鳥村、松川町、大鹿村、阿智村、軽井沢町、諏訪市、飯田市、原村、岡谷市、佐久市、茅野市 |
| ★岐阜 | 42 | 42 | 100% | 高山市、郡上市、白川町、瑞浪市、惠那市、中津川市、東白川村、揖斐川町、大垣市、神戸町、海津市、養老町、輪之内町、坂祝町、富加町、七宗町、御嵩町、八百津町、美濃加茂市、笠松町、各務原市、飛騨市、下呂市、関市、美濃市、川辺町、安八町、大野町、土岐市、池田町、本巣市、羽島市、白川村、北方町、多治見市、垂井町、山県市、可児市、瑞穂市、岐南町、関ヶ原町、岐阜市 |
| ★静岡 | 35 | 35 | 100% | 浜松市、伊豆市、静岡市、掛川市、清水町、袋井市、西伊豆町、南伊豆町、松崎町、御前崎市、川根本町、下田市、浜松町、磐田市、富士宮市、島田市、焼津市、藤枝市、森町、熱海市、牧之原市、富士市、函南町、御殿場市、伊豆の国市、吉田町、菊川市、裾野市、伊東市、東伊豆町、沼津市、長泉町、三島市、湖西市 |
| ★愛知 | 54 | 54 | 100% | 新城市、設楽町、東栄町、豊根村、豊田市、美浜町、あま市、津島市、飛鳥村、武豊町、北名古屋、豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市、阿久比町、南知多町、愛西市、蟹江町、岩倉市、大治町、幸田町、みよし市、東浦町、長久手市、清須市、弥富市、東海市、豊明市、常滑市、岡崎市、東郷町、小牧市、大山市、知多市、瀬戸市、日進市、春日井市、一宮市、扶桑町、半田市、西尾市、知立市、尾張旭市、江南市、稲沢市、豊山町、大口町、刈谷市、大府市、碧南市、安城市、高浜市、名古屋 |
| ★三重 | 29 | 28 | 97% | 亀山市、熊野市、紀宝町、いなべ市、東員町、菟野町、四日市市、大台町、伊勢市、紀北町、南伊勢町、玉城町、度会町、明和町、松阪市、尾鷲市、伊賀市、津市、多気町、名張市、御浜町、大紀町、木曾岬町、志摩市、鳥羽市、朝日町、鈴鹿市、川越町 |
| ★滋賀 | 19 | 13 | 68% | 甲賀市、彦根市、多賀町、長浜市、愛荘町、日野町、高島市、大津市、野洲市、米原市、近江八幡市、草津市、甲良町 |
| ★京都 | 26 | 23 | 88% | 長岡京市、和東町、京丹後市、南丹市、八幡市、伊根町、与謝野町、大山崎町、福知山市、綾部市、京都市、舞鶴市、向日市、亀岡市、南山城村、宇治田原町、笠置町、城陽市、宮津市、木津川市、京丹波町、久御山町、京田辺市 |
| ★大阪 | 43 | 16 | 37% | 和泉市、岬町、岸和田市、忠通町、泉大津市、高石市、泉南市、千早赤阪村、泉佐野市、田尻町、太子町、河内長野市、貝塚市、河南町、富田林市、高槻市 |
| ★兵庫 | 41 | 34 | 83% | 神河町、市川町、福嶋町、豊岡市、丹波市、南あわじ市、朝来市、養父市、佐用町、多可町、加古川市、播磨町、猪名川町、太子町、香美町、福美町、高砂市、三木市、三木東市、明石市、姫路市、加西市、小野市、西脇市、上郡市、相生市、加東市、新温泉町、上郡町、赤穂市、芦屋市、淡路市、洲本市、養父市 |
| ★奈良 | 39 | 39 | 100% | 野迫川村、曾爾村、宇陀市、天川村、御杖村、吉野町、下北山村、大淀町、下市町、五條市、十津川村、川上村、大和郡山市、黒滝村、上北山村、天理市、高取町、山添村、東吉野村、三宅町、川西町、斑鳩町、橿原市、平群町、桜井市、田原本町、明日香村、生駒市、奈良市、御所市、大和高田市、河合町、香芝市、広陵町、三郷町、葛城市、上牧町、安堵町、王寺町 |
| ★和歌山 | 30 | 30 | 100% | 新宮市、有田川町、白浜町、九度山町、かつらぎ町、上富田町、紀の川市、高野町、湯淺町、美浜町、すさみ町、田辺市、有田市、橋本町、日高川町、日高町、田辺町、みなべ町、太地町、北山村、紀美野町、御坊市、田辺市、紀伊勝浦町、古座川町、串本町、和歌山市、由良町、岩出市、海南市 |
| ★鳥取 | 19 | 19 | 100% | 湯梨浜町、北栄町、三朝町、琴浦町、智頭町、日南町、鳥取市、若美町、八頭町、倉吉市、大山町、日野町、江府町、若桜町、日吉津村、境港市、南部町、伯耆町、米子市 |
| ★島根 | 19 | 19 | 100% | 浜田市、江津市、奥出雲町、川本町、美郷町、邑南町、益田市、吉賀町、隠岐の島町、西ノ島町、海士町、知夫村、大田市、飯南町、安来市、雲南市、出雲市、津和野町、松江市 |
| ★岡山 | 27 | 27 | 100% | 真庭市、早島町、新見市、和気町、赤磐市、吉備中央町、西粟倉村、美咲町、岡山市、瀬戸内市、備前市、倉敷市、総社市、笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢野町、高梁市、鏡野町、久米南町、新庄村、勝央町、津山市、奈義町、玉野市、美作市 |
| ★広島 | 23 | 23 | 100% | 坂町、安芸太田町、江田島市、庄原市、大崎上島町、三次市、世羅町、府中市、神石高原町、呉市、大竹市、北広島町、海田町、安芸高田市、三原市、廿日市市、熊野町、尾道市、府中町、竹原市、広島市、東広島市、福山市 |
| ★山口 | 19 | 19 | 100% | 萩市、岩国市、柳井市、和木町、上関町、田布施町、阿武町、山陽小野田市、長門市、周防大島町、平生町、下関市、山口市、防府市、下松市、光市、美祿市、周南市、宇部市 |
| ★徳島 | 24 | 24 | 100% | 三好市、美馬市、つるぎ町、美波町、勝浦町、牟岐町、東みよし町、神山町、上勝町、石井町、那賀町、佐那河内村、上板町、北島町、小松島市、松茂町、板野町、徳島市、藍住町、阿波市、吉野川市、海陽町、阿南市、鳴門市 |
| ★香川 | 17 | 17 | 100% | 東かがわ市、土庄町、さぬき市、三豊市、三木町、宇多津町、まんのう町、多度津町、丸亀市、小豆島町、高松市、観音寺市、綾川町、琴平町、善通寺市、直島町、坂出市 |
| ★愛媛 | 20 | 20 | 100% | 久万高原町、東温市、鬼北町、内子町、松野町、上島町、砥部町、新居浜市、西条市、今治市、松山市、大洲市、八幡浜市、西予市、伊方町、宇和島市、愛南町、伊予市、松前町、四国中央市 |
| ★高知 | 34 | 34 | 100% | 馬路村、土佐町、いの町、橋原町、田野町、大豊町、本山町、津野町、日高村、仁淀川町、香南市、大川村、四万十町、南国市、東洋町、佐川町、須崎市、芸西村、安田町、黒潮町、大月町、三原村、四万十市、宿毛市、土佐清水市、香美市、越知町、安芸市、中土佐町、土佐市、高知市、奈半利町、窪川市、北川村 |
| ★福岡 | 60 | 60 | 100% | 八女市、添田町、遠賀町、朝倉市、広川町、飯塚市、東峰村、篠栗町、大木町、うきは市、福岡町、大刀洗町、新宮町、筑前町、嘉麻市、豊前市、上毛町、築上町、吉富町、行橋市、久山町、須恵町、大川市、川崎町、みやこ町、古賀市、宇美町、筑紫野市、みやま市、大任町、赤村、柳川市、豊後市、春日市、岡垣町、太宰府市、志免町、水巻町、宮若市、糸島市、久留米市、中間市、福岡市、那珂川町、粕屋町、糸田町、芦屋町、福津市、鞍手町、筑後市、宗像市、小竹町、桂川町、香春町、大牟田市、直方市、田川市、北九州市、若田町、大野城市 |
| ★佐賀 | 20 | 20 | 100% | 伊万里市、太良町、白石町、大町町、嬉野市、有田町、上峰町、江北町、武雄市、小城市、鳥栖市、多久市、佐賀市、鹿島市、神埼市、唐津市、吉野ヶ里町、基山町、みやき町、玄海町 |
| ★長崎 | 21 | 21 | 100% | 対馬市、川棚町、諫早市、西海市、雲仙市、新上五島町、東彼杵町、大村市、波佐見町、南島原市、長与町、平戸市、小値賀町、松浦市、佐世保市、壱岐市、佐々町、時津町、五島市、島原市、長崎市 |
| ★熊本 | 45 | 45 | 100% | 宇土市、小国町、産山村、多良木町、西原村、高森町、南阿蘇村、阿蘇市、湯前町、益城町、和水町、上天草市、南小国町、山郷町、水上村、山江村、五木村、芦北町、球磨村、八代市、相良村、人吉市、あさぎり町、錦町、南関町、津奈木町、宇城市、美里町、菊池市、山鹿市、菊陽町、苓北町、水川町、玉名市、大津町、御船町、長洲町、水俣市、熊本市、島島町、甲佐町、天草市、宇美町、合志市、荒尾市 |
| ★大分 | 18 | 18 | 100% | 日田市、豊後高田市、九重町、竹田市、大分市、中津市、津久井市、宇佐市、豊後大野市、由布市、姫島村、佐伯市、臼杵市、日出町、国東市、玖珠町、杵築市、別府市 |
| ★宮崎 | 26 | 26 | 100% | 惟楽村、三股町、日向市、日之影町、日南市、延岡市、諸塚村、西米良村、高千穂町、都城市、五ヶ瀬町、えびの市、美郷町、門川町、川南町、木城町、高鍋町、西都市、小林市、高原町、国富町、新富町、綾町、串間市、都農町、宮崎市 |
| ★鹿児島 | 43 | 43 | 100% | 東串良町、南大隅町、知名町、曾於市、鹿屋市、鹿儿島市、西之表市、志布志市、奄美市、大崎町、錦江町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、与論町、枕崎町、垂水市、伊佐市、阿久根市、霧島市、三島村、さつま町、湧水町、薩摩川内市、姶良市、十島村、長島町、指宿市、いちき串木野市、南さつま市、南九州市、日置市、出水市 |
| ★沖縄 | 41 | 1 | 2% | 東村 |
| 計 | 1,741 | 1,467 | 84% | |

(注)★印の都道府県は、全市町村策定済み(29県)

【参考 2】

地方公共団体において公共建築物の木造化等に取り組んだ事例
(平成 26 年度木材利用優良施設コンクール(木材利用推進中央協議会主催)の受賞施設から)

○ 新城市立^{つげがわ}黄柳川小学校 (農林水産大臣賞)

- ・ 施主：新城市 (愛知県新城市)
- ・ 特徴：切妻屋根や地域材を使った下見張りの木壁等により、地域に馴染むよう工夫。アリーナは RC 造の下部構造に木造の屋根架構をかけたハイブリット構造で高い耐震性を確保。



○ 当麻町公民館「まとまーる」(林野庁長官賞)

- ・ 施主：当麻町 (北海道当麻町)
- ・ 特徴：利用者が地域材を直接見て、触れて、木の良さを感じられる施設。家具には町有林から伐採した樹齢 150 年以上のミズナラを使用。



○ コンベンションぬまづ (林野庁長官賞)

- ・ 施主：静岡県
- ・ 特徴：景勝地「千本松原」をイメージし、景観・環境へ配慮した施設。内装仕上げに、県産のスギ丸太 433 本を列柱状に配置するなど施設を木質化。



○ 様似町立^{さまに}様似小学校（木材利用推進中央協議会会長賞）

- ・ 施主：様似町（北海道様似町）
- ・ 特徴：森林の果たす役割の大切さを学ばせるため、「木の温もり」を実感できる、道産木材を使用した内装仕上げ。天井や腰壁には町有林から伐採したトドマツを使用。



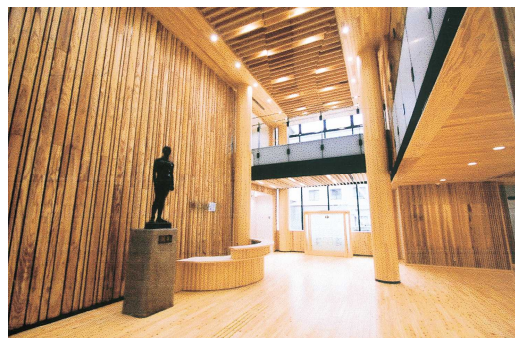
○ 岩沼市東児童館（木材利用推進中央協議会会長賞）

- ・ 施主：岩沼市（宮城県岩沼市）
- ・ 特徴：子ども連れ利用者が安心して利用できる、県産木材をふんだんに使用した温もりあふれる木造平屋建て施設。使用木材のうち60%以上が優良みやぎ材。



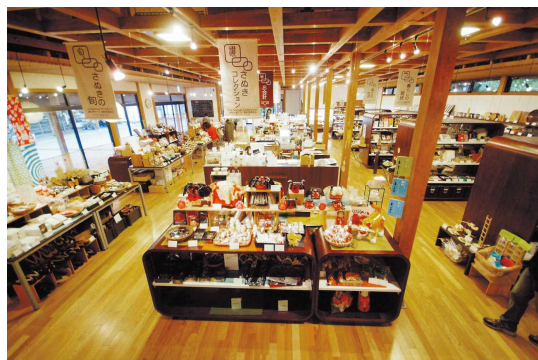
○ 西条市役所市庁舎新館（木材利用推進中央協議会会長賞）

- ・ 施主：西条市（愛媛県西条市）
- ・ 特徴：庁舎はS造7階建てであるが、内・外装に県産木材を使用することで温かみのある雰囲気をつくりだし、すべての市民が快適に利用できるよう工夫。



○ かがわ物産館「栗林庵」^{りつりんあん}（木材利用推進中央協議会会長賞）

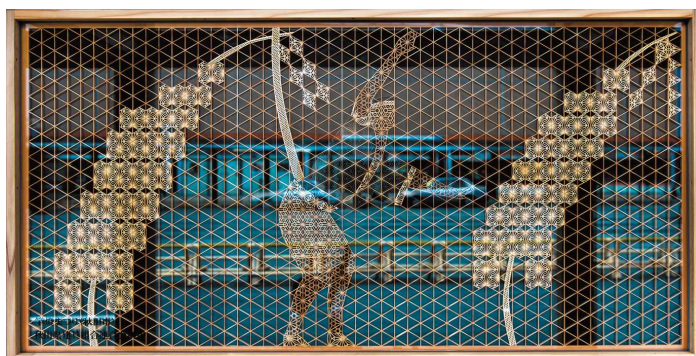
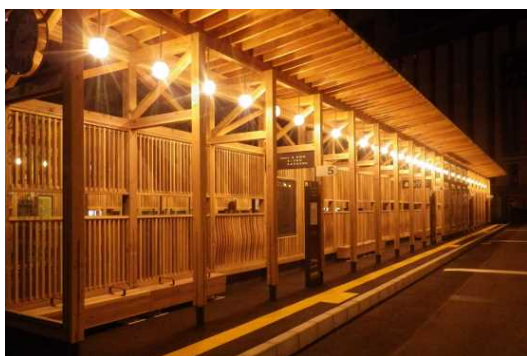
- ・ 施主：香川県
- ・ 特徴：特別名称「栗林公園」にふさわしい建物とし、木造在来軸組工法に漆喰塗の真壁及び瓦葺と伝統的な工法を採用。構造材及び造作材に香川県産のスギ、ヒノキを使用。



民間事業者による公共建築物等の木造化に取り組む新たな事例
（平成 25 年度優良木造施設コンクール（木材利用推進中央協議会主催）の受賞施設から）

○ 秋田駅西口バスターミナル（林野庁長官賞）

- ・ 施主：秋田中央交通（株）（秋田県秋田市）
- ・ 特徴：秋田スギをふんだんに使い、県産木材普及と秋田駅前の活性化につながるよう工夫。組子細工を壁面に設置し、ベンチは秋田スギの無垢材を使用。



○ あゆみの森幼稚園（木材利用推進中央協議会会長賞）

- ・ 施主：学校法人光の子ども自然学園（鹿児島県熊毛郡屋久島町）
- ・ 特徴：屋久島のスギだけを使用し、建物のほとんどを地元工務店の大工によって木造在来工法で建築。四季を通じて子ども達が快適に健やかに過ごせる園舎。

